

令和5年度 事業報告

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

I 目的

当センターでは、東北地域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切バス事業者」という。)への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完的役割を担う適正化実施機関として責務を果たすため、関係者の皆様のご理解ご協力を得ながら貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に活動しました。

II 役員、評議員、適正化事業諮問委員及び職員

1. 期末現在における役員は、理事4名、監事1名の5名。(別表1)
2. 期末現在における評議員は、5名。(別表1)
3. 期末現在における適正化事業諮問委員は、5名。(別表1)
4. 期末現在におけるセンターの常勤者は、職員6名。

III 理事会、適正化事業諮問委員会及び評議員会

1. 理事会

○令和5年5月22日 仙台サンプラザ

議 事

第1号議案 令和4年度事業報告について

第2号議案 令和4年度決算報告について

第3号議案 令和4年度監査報告について

報告事項

・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和5年6月21日 みなし決議

議 事

第1号議案 代表理事の任期満了に伴う改選の件

第2号議案 業務執行理事・専務理事選定の件

○令和5年8月9日 みなし決議

議 事

第1号議案 令和5年度事業計画変更の件

○令和6年3月1日 仙台サンプラザ

議 事

- 第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について
- 第2号議案 令和6年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について
- 第3号議案 東北貸切バス適正化センター旅費規程の改正について

報告事項

- ・今後のスケジュールについて

2. 適正化事業諮問委員会(評議員会と同時開催)

○令和5年6月21日 仙台サンプラザ

諮問事項

- 第1号議案 令和4年度事業報告について
- 第2号議案 令和4年度決算報告について
- 第3号議案 令和4年度監査報告について
- 第4号議案 理事の選任及び再任について
- 第5号議案 評議員の選任及び辞任について

報告事項

- ・令和4年度事業報告について(評議員会)
- ・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和5年8月17日 みなし決議

議 事

- 第1号議案 令和5年度事業計画変更の件

○令和6年3月11日 仙台サンプラザ

諮問事項

- 第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について
- 第2号議案 令和6年度貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法について

報告事項

- ・旅費規程の改正について
- ・今後のスケジュールについて

3. 評議員会(諮問委員会と同時開催)

○令和5年6月21日 仙台サンプラザ

諮問事項

- 第1号議案 令和4年度事業報告について
- 第2号議案 令和4年度決算報告について
- 第3号議案 令和4年度監査報告について
- 第4号議案 理事の選任及び再任について
- 第5号議案 評議員の選任及び辞任について

報告事項

- ・令和4年度事業報告について（評議員会）
- ・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和5年8月17日 みなし決議

議 事

第1号議案 令和5年度事業計画変更の件

○令和6年3月11日 仙台サンブラザ

諮問事項

第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 令和6年度貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法について

報告事項

- ・旅費規程の改正について
- ・今後のスケジュールについて

IV 事業の実施状況

新型コロナウイルス感染症については5類感染症に移行し日常を取り戻しつつある中、貸切バス業界においてはコロナ禍以前の輸送需要に回復してきている状況にあります。令和5年度については、国土交通省からの通達である「令和5年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導等の運用方針について」（以後令和5年度運用方針という）の発出が7月と例年に比べ大幅に遅れたことから、4月～8月までの間は令和4年度同様に巡回指導項目を重点化(24項目)し効率的かつ効果的に実施しました。また、9月以降についてはすべての巡回指導項目(45項目)による指導を実施しました。

また、東北運輸局からの指導により年度当初より優良事業者(※)に対しては、巡回指導の実施対象から除外いたしました。

(※)令和5年2月1日時点を原則とし、貸切バス事業者安全性評価制度による3ツ星の評価認定を受けている事業者のうち令和3年度及び令和4年度のいずれにも巡回指導を実施した営業所であって、かつ、その2回の巡回指導において「否」の判定が1つもない営業所(令和5年度運用方針の特例措置)

1. 貸切バス事業者に対する巡回指導等の実施にあたっては、計画を見直ししながら全営業所(優良営業所、年度途中の廃止事業者(廃止営業所)を除く。)に対して適正かつ公正に実施するとともに改善を必要な事業者に対しては、きめ細かな指導を実施することができました。

(1)巡回等指導の実施計画に基づく、巡回指導実施について

令和5年度一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導実施状況は実施計画営業所数299に対して、294営業所への巡回指導を実施しました。(詳細については下表のとおり)

巡回指導実施状況

月	巡回実施 可能日数	実施計画 営業所数	実施 営業所数	県毎の実施 営業所数	備考
4月	20日	21カ所	21カ所	宮城9、山形4、福島8	
5月	20日	26カ所	26カ所	青森8、岩手6、秋田3、山形3、福島6	
6月	22日	35カ所	35カ所	青森12、岩手9、秋田4、宮城1、山形2、福島7	
7月	20日	38カ所	38カ所	青森8、岩手8、秋田7、宮城4、山形4、福島7	
8月	19日	27カ所	27カ所	青森4、岩手2、秋田4、宮城8、山形5、福島4	
9月	20日	27カ所	28カ所	青森8、岩手8、山形4、福島8	
10月	21日	31カ所	30カ所	青森7、岩手7、秋田2、宮城3、山形3、福島8	
11月	20日	28カ所	28カ所	青森6、岩手6、宮城6、山形2、福島8	
12月	20日	24カ所	24カ所	岩手4、宮城14、福島6	
1月	19日	19カ所	18カ所	岩手6、宮城8、福島4	
2月	19日	15カ所	17カ所	宮城9、福島8	
3月	20日	8カ所	2カ所	宮城1、山形1	
計	240日	299カ所	294カ所	青森53、岩手56、秋田20、宮城63、山形28、福島74	

(2) 巡回指導業務の適正かつ公正な実施について

東北地域内に営業所を有する貸切バス事業者の全営業所への巡回指導業務を公正かつ円滑に遂行するために適正化事業指導員を5月に1名増員し、6名体制(首席指導員含む。)としたほか、福島県において実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務を委託(委託指導員1名)し、巡回指導を実施しました。

また、巡回指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある営業所(事業者)と認められた場合は、直ちに運輸局へ報告を行うための体制を構築しておりますが、拒否又は重大な法令違反のある営業所(事業者)はありませんでした。

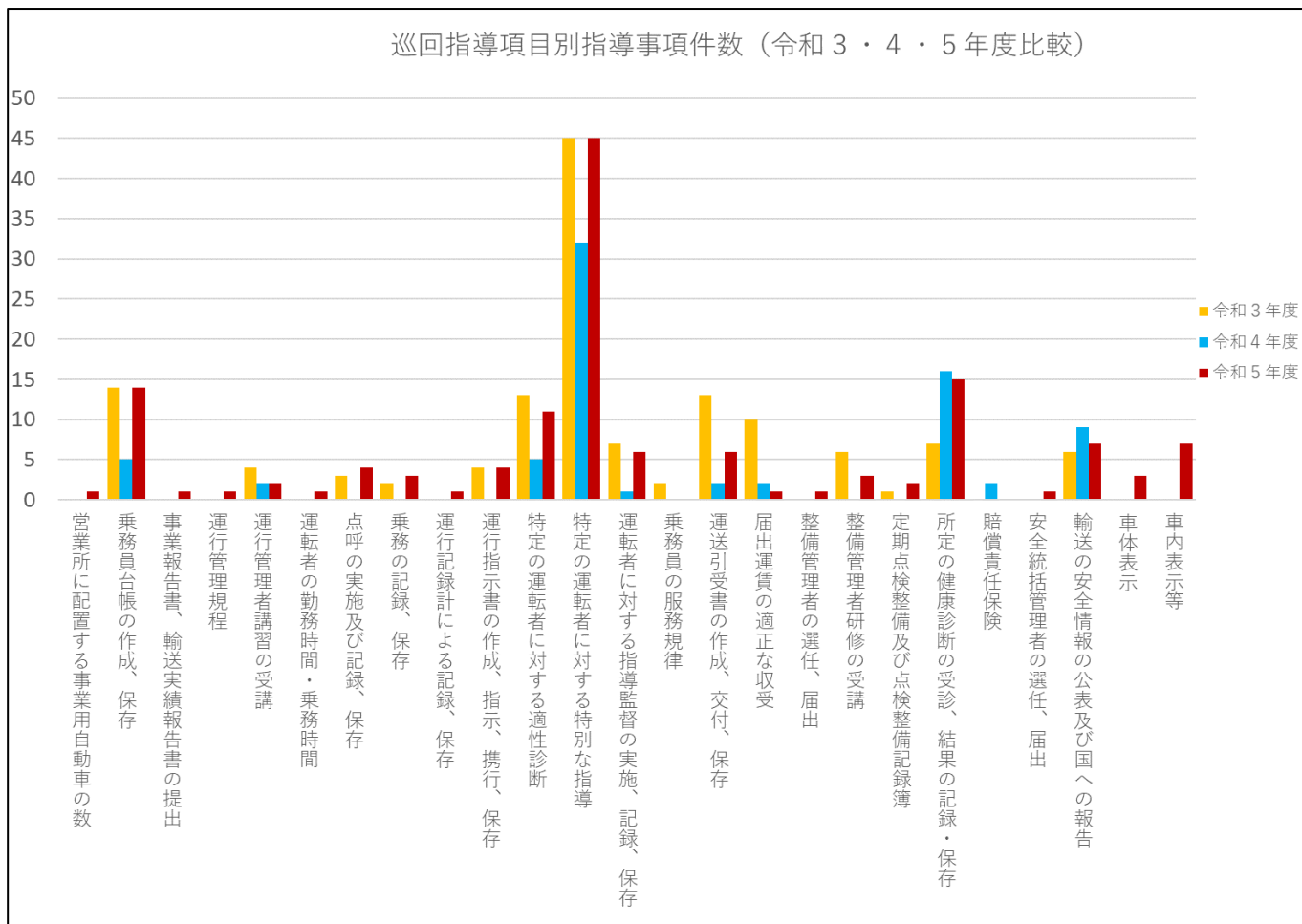
(3) 巡回指導により改善を必要とする営業所について

巡回指導の結果、74営業所に対して「改善要請」を行いました。これら74営業所に対しては、個々の営業所(事業者)からの改善報告を受け、挙証書類等による指導事項ごとにきめ細かな指導を行いました。

令和5年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導指摘事項は下表のとおりとなっており、おもな指摘事項としては、「乗務員台帳の必要項目の不足、必要事項の記載漏れ」「運行管理者講習の未受

講」「特定運転者に対する適性診断の未受診」「特定運転者に対する特別な指導の未実施」「健康診断の未受診」「輸送の安全にかかわる事項等の国への未報告」「車内及び車外の表示義務違反」等が多く見受けられました。

巡回指導指摘事項



※件数は「改善要請」を行った74営業所に対する指摘項目数で、改善報告を受け改善状況を確認しました。

(4) 特定の営業所に対する法令遵守状況の確認

令和5年度運用方針より新たに設けられた特定営業所(※)は、12月実施の営業所1か所が該当したことから、令和6年4月に再度の巡回指導を実施し法令遵守状況を確認しました。(再度の指摘事項なし)

(※)巡回指導を実施した結果、評価結果の分類が「C」以下となった営業所又は「届出運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所については指摘事項の改善報告があった日から、原則3か月後に再度の巡回指導(訪問方式に限る。)を実施することとする。(令和5年度運用方針より抜粋)

2. 貸切バス事業者の重大事故等を防止するための啓発活動について

・重大事故を招く飲酒、薬物使用、過労運転、速度超過等を未然に防止するため、巡回指導の機会を捉え関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

3. 貸切バス事業者に対する関係法令等の周知について

- ・関係法令等を情報提供するとともに、関係機関等と連携を図りながら、コンプライアンス体制の確立を図っております。

4. 貸切バス経営類似行為(白バス)の防止を図るための啓発活動について

- ・貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るため、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

5. 貸切バス利用者等から寄せられた苦情等に対応するための体制について

- ・令和5年度の苦情等は9件ありましたが、当センターで処理できない事案は国と情報共有を図りました。今後も引き続き貸切バス事業者及び利用者等からの苦情については、適正かつ円滑な処理が図られるように、対応マニュアル等の適正な管理に努めています。

6. 負担金取扱業務

- ・令和5年度の負担金徴収については、貸切バス事業者の経営状況等を勘案し、請求時期と納付期限を一カ月遅らせるとともに事業者からの届出により納付期限の猶予(延滞金免除)を行うなど柔軟な対応を行いました。
- ・負担金については、対象全事業者から納付していただき、納付割合は100%となり、未納付事業者はありませんでした。

(別表1)

令和6年3月31日現在

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 役員名簿

代表理事（理事長）	北 村 治
理 事	長 南 淳
理 事	菅 原 克 也
理 事（常勤）	佐 藤 聡
監 事	御 木 剛 栄

（以上5名）

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 評議員名簿

評 議 員	徳 永 幸 之
評 議 員	小 池 泰 博
評 議 員	小 野 晋
評 議 員	齋 藤 善 一
評 議 員	本 田 一 彦

（以上5名）

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 適正化事業諮問委員名簿

適正化事業諮問委員	徳 永 幸 之
適正化事業諮問委員	小 池 泰 博
適正化事業諮問委員	小 野 晋
適正化事業諮問委員	齋 藤 善 一
適正化事業諮問委員	本 田 一 彦

（以上5名）